

平成29年度とっとり住まいる支援事業について

とっとり住まいる支援事業は、県内に本拠地を置く工務店による施工で木造住宅を建設される方又は県産材を使用して住宅を改修される方に対し助成を行う事業です。新築の場合は最大（上限）100万円、改修の場合は最大（上限）50万円を助成します。

1 助成事業の概要

■住宅の条件■

- ・県内に本拠地を置く建設業者によって施工されること
- ・居室、風呂、トイレ、台所があり、独立した生活が可能な新築一戸建木造住宅であること

■助成の内容■

《基本助成》

- ①上記の条件を満たす住宅を新築される方に2万円（定額）を助成します。

《追加助成》

[県産材の使用に対する助成]

- ②県産材を10m³以上使用される場合は、40万円（定額）の助成を上乗せします。

※※以下の③～⑧は上記①及び②の条件を満たす場合のみ適用される追加助成です。※※

[県産材中規模加算に対する助成]

- ③県産材を20m³以上使用される場合は、8万円（定額）の助成を上乗せします。

[県産材大規模加算に対する助成]

- ④県産材を25m³以上使用される場合は、5万円（定額）の助成を上乗せします。

[県産規格材の使用に対する助成]

- ⑤県産規格材を使用される場合は、1m³あたり1万円の助成を上乗せします。（最大10～15万円）

ただし、県産材の使用量に応じて最大額は次のとおり

- ・県産材を10m³以上20m³未満使用し、かつ県産規格材を使用する場合：最大10万円
- ・県産材を20m³以上25m³未満使用し、かつ県産規格材を使用する場合：最大13万円
- ・県産材を25m³以上使用し、かつ県産規格材を使用する場合：最大15万円

[子育て世帯等に対する助成]

- ⑥子育て世帯等として、次のうち1つ以上の要件を満たす場合は、10万円（定額）の助成を上乗せします。

- ・申請日時点で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する世帯
- ・申請日時点で婚姻後10年以内の世帯

[三世同居等世帯に対する助成]

- ⑦子育て世帯等に該当し、かつ新たに三世同居等をする世帯に該当する場合は、5万円（定額）の助成を上乗せします。

[伝統技能活用住宅に対する助成]

- ⑧在来軸組工法による住宅で、次のうち2つ以上の伝統技能を活用される場合は、20万円（定額）の助成を上乗せします。

- ・木材の手刻み加工（木材を全自動加工機等を使用せずに手作業により加工したもの）
- ・外壁下見板張り（県産材を使用して外壁を40㎡以上下見板張りとしたもの）
- ・左官仕上げ（外壁をモルタル塗り（厚さ20mm以上）下地仕上もしくは漆喰塗り仕上としたものと、内壁を土壁塗としたものを合わせて施工面積40㎡以上のもの）
- ・日本瓦葺き（主要な屋根部分について国内で生産された和形瓦（JIS規格品又はJIS同等品）を使用したもの）
- ・木製建具（県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具（框戸、格子戸、障子、欄間等）を見付面積10㎡以上使用するもの）

住宅を**新築**
される方への
助成

■住宅の条件■

- ・構造材、下地材で県産材を0.3m³以上又は内・外装の仕上げ材で見付け面積1m²以上の県産材を使用すること
- ・県内に本拠地を置く建設業者によって施工されること
- ・申請者が居住する戸建住宅又は共同住宅であること（賃貸住宅等は対象となりません。）

■助成の内容■

《基本助成》

[県産材の使用に対する助成]

- ⑨県産材の使用量1m³あたり2万円（構造材、下地材）又は県産材の使用見付面積1m²あたり4千円（内・外装の仕上げ材）を助成します。（上限25万円）

※※以下の⑩～⑫は上記⑨の条件を満たす場合のみ適用される追加助成です。※※

《追加助成》

[子育て世帯等に対する助成]

- ⑩子育て世帯等として、次のうち1つ以上の要件を満たす場合は、5万円（定額）の助成を上乗せします。

- ・申請日時点で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する世帯
- ・申請日時点で婚姻後10年以内の世帯

[三世同居等世帯に対する助成]

- ⑪子育て世帯等に該当し、かつ新たに三世同居等をする世帯に該当する場合は、5万円（定額）の助成を上乗せします。

[伝統技能の活用に対する助成]

- ⑫次のうち2つ以上の伝統技能を活用された場合は、その伝統技能の使用面積に応じて助成を上乗せします。（上限15万円）

- ・建築大工技能（内装造作（床材、壁材、天井材等の室内の見え掛かり部分）と外壁の下見板張りの見付面積の合計7㎡以上のもの）
- ・左官仕上げ（外壁をモルタル塗り（厚さ20mm以上）下地仕上もしくは漆喰塗り仕上としたものと、内壁を土壁塗としたものを合わせて施工面積7㎡以上のもの）
- ・木製建具（県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具（框戸、格子戸、障子、欄間等）を見付面積で3㎡以上使用するもの）

住宅を**改修**
される方への
助成

※県産材とは

鳥取県産材とは「鳥取県内で生育し、伐採された原木を県内で加工した木材」のことをいいます。県産材は、木材の各流通過程における販売者の証明印が押された販売管理表を鳥取県産材活用協議会に提出し、証明を受ける「県産材産地証明制度」によって管理されています。

※県産規格材とは

県産規格材とは県内のJAS認定工場で日本農林規格による格付がなされた県産材であって、含水率が20%以下のものをいいます。規格化によって一定の品質が保証され、かつ含水率が一定割合以下のため、安心して使用することができます。

（認定工場は、鳥取県木材協同組合連合会ホームページ <http://www.tori-mokuren.com> で閲覧できます）

2 手続きの方法について

■■■ 交付申請 ■■■

住宅を新築又は改修することが決まり、建築確認を受けたら、建設地を管轄する生活環境事務所又は総合事務所（八頭郡の場合は生活環境事務所、日野郡の場合は西部総合事務所）へ以下の必要書類をそろえて補助金の交付申請を行ってください。

※申請は必ず着工（建設の場合は丁張り開始日）までに行ってください。着工済みの物件は受付できません。

→ 交付申請の内容を審査し、適正と認めた場合は「交付決定通知書」をお送りします。

様式が定まっているもの
○とっとり住まいる支援事業補助金交付申請書・・・① ○とっとり住まいる支援事業建設等計画(報告)書・・・② ○県産材使用調書・・・③、伝統技能活用調書・・・④、誓約書・・・⑤
添付資料としてそろえるもの
○附近見取図・配置図・平面図 ○確認済証の写し、建築確認不要の場合は工事届の写し及び次の必要書類(火災報知器の設置位置を図面に記入、換気計算書を添付、換気扇の位置を図面に記入、使用建築材料表(内装仕上げ材のホルムアルデヒド有無が記入してあるもの)) ○申請日から3ヶ月以内に発行された住民票の写し(子育て世帯等、三世帯同居等世帯に該当する場合) 等 (「住民票の写し」とは、市町村役場で発行された書類そのものです。発行された書類のコピーではありませんのでご注意ください)

----- 工期中の注意事項 -----

- ・生活環境事務所又は総合事務所が必要と認めた場合には、工期中に現場確認を行います。
- ・交付決定を受けた年度の3月末においてまだ住宅が完成していない場合は、
○とっとり住まいる支援事業補助金進捗状況報告書・・・⑥
を翌年度の4月14日までに提出してください。
- ・補助額は、申請に基づく交付決定額と実績により算出した額のいずれか低い方の金額で交付されます。
- ・建設計画の変更により交付決定額が3分の1以上減額となる場合は変更承認申請が必要です。
県産材使用量の減少等により補助額が減少する場合は、金額を確認の上、窓口まで御連絡ください。
- ・計画の変更による補助金の増額は認められませんので御注意ください。

■■■ 実績報告 ■■■

工事が完了したら、14日以内に、以下の必要書類をそろえて実績報告を行ってください。

→ 実績報告の内容を審査し、適正と認めた場合は「額の確定通知書」をお送りし、補助金をお支払いします。
(必要に応じて現場確認を行います。)

様式が定まっているもの
○とっとり住まいる支援事業補助金実績報告書・・・⑦ ○とっとり住まいる支援事業建設等計画(報告)書・・・② ○県産材使用調書・・・③、伝統技能活用調書・・・④ ○とっとり住まいる支援事業建設等工事内容確認チェックシート・・・⑧ ○口座振込依頼書・・・⑨
添付資料としてそろえるもの
○完成写真及び必要な場合は伝統技能に係る施工状況写真・組立完了写真 ○鳥取県産材販売管理表(県産材産地証明書)の写し ○県産規格材(JAS+乾燥)を証明する下記1～4のいずれかの書類 1 JAS製品販売管理票の写し(県産規格材の材積の記載あり) 2 乾燥JAS認定製材を証明する書類の写し 3 乾燥JAS製材に準ずる品質管理を行い出荷されたことを証明する書類(乾燥JAS認定工場の納品書又は出荷伝票等に県産材管理票の番号及び県産規格材の材積を記載し、同工場印が押印したもの)の写し 4 JAS製品販売管理票(納品書又は出荷伝票等にJAS認定工場印が押印したものも含む)の写し及び含水率の測定結果写真 ○伝統技能活用住宅に係る木製建具を活用した場合は納品書の写し ○検査済証の写し(建築確認を要する場合) 等

手続きは「とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱」に従って行ってください。

適正に手続きが行われない場合は補助金を交付できない場合がありますので御注意ください。

お問い合わせ・申請窓口

東部生活環境事務所建築住宅課	〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176	TEL0857-20-3649 FAX0857-20-2103 [鳥取市・岩美郡・八頭郡]
中部総合事務所生活環境局建築住宅課	〒680-0802 倉吉市東巖城町2	TEL0858-23-3235 FAX0858-23-3266 [倉吉市・東伯郡]
西部総合事務所生活環境局建築住宅課	〒680-0054 米子市靴町1丁目160	TEL0859-31-9753 FAX0859-31-9654 [米子市・境港市・西伯郡・日野郡]
県庁住まいまちづくり課(問い合わせのみ)	〒680-8570 鳥取市東町1丁目220	TEL0857-26-7408 FAX0857-26-8113

◎県産材産地証明に関すること: 鳥取県産材活用協議会(鳥取県森林組合連合会内) TEL0857-28-0121、県庁県産材・林産振興課 TEL0857-26-7302

◎県産JAS製材に関すること: 鳥取県木材協同組合連合会 TEL0857-30-5490、県庁県産材・林産振興課 TEL0857-26-7302

要綱・様式は各窓口のほか、鳥取県住まいまちづくり課ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/sumai>)からダウンロードできます。